

国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会 設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 我が国においては、平成 26 年 4 月に新しいエネルギー基本計画を閣議決定し、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進している。国立公園や国定公園においても、風致景観や自然環境の保全と調和した再生可能エネルギーの導入について検討する必要性が高まっている。

太陽光発電施設については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始後、急速に導入量が増加している一方で、大規模容量の施設を設置するにあたっては広大な敷地が必要となること等により、国立・国定公園における取扱について整理することが課題となっているため、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会」（以下、「委員会」とする。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 委員会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設の立地に関する基本的考え方
- （2）大規模太陽光発電施設が風致景観及び自然環境等に及ぼす影響の評価
- （3）国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設の設置に係る基本的方針
- （4）その他目的達成のための必要な事項

（構成）

第 3 条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- （1）委員 環境省から依頼された有識者
- （2）オブザーバー 環境省から依頼された行政機関

（運営）

第 4 条 委員会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、事務局の提案により委員の承認を受けて選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、あらかじめ事務局長の了解を得て指名する委員にその職務を代行させることができる。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

（事務局）

第 5 条 委員会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課が務める。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

（その他）

第 6 条 上記の定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。